

一般社団法人あすの福井県を創る協会の会員および会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人あすの福井県を創る協会（以下「協会」という。）定款第6条から第8条までの規定に基づき、協会の正会員または賛助会員（以下「会員」という。）および会員の会費（以下「会費」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、協会の目的に賛同する個人または団体で、理事会の承認を得たものとする。

(入会手続)

第3条 会員の申込は、入会申込書（様式第1号）を協会の会長に提出するものとする。

(会費)

第4条 会費の額は、次に掲げる区分により定める額とする。

一 正会員

市町

イ 市 年 25,000 円と 2.2 円に人口を乗じた額

ロ 町 年 15,000 円と 2.2 円に人口を乗じた額

団体 年 3,000 円

個人 年 2,000 円

二 賛助会員 一口 10,000 円

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、退会届（様式第2号）を協会の会長に提出するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会員および会費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人あすの福井県を創る協会の設立の登記の日から施行する。